

3 第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。
(指図に依らない場合)
第二十八条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に依らないことがあります。
2 前項の規定により、指図に依らないときは、遅滞なく、その旨を荷送人に通知します。

第六節 事故

(事故の際の措置)
第二十九条 当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に對し、相当の期間を定め、その貨物の処分につき指図を求めます。
一 貨物の著しい滅失、損傷その他の損害を發見したとき。
二 当初の運送経路又は運送方法によることができなくなったとき。
三 相当の期間、当該運送を中断せざるを得ないとき。
2 前項各号の場合において、指図を待たないとき又は当店の定めたる期間内に前項の指図がないときは、荷送人の利益のために、当店の裁量によって、当該貨物の運送の中止若しくは返送又は運送経路若しくは運送方法の変更その他の適切な処分をすることがあります。
3 第一項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

(危険品等の処分)
第三十条 当店は、第十五条の規定による通知及び明記をしなかつた爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその取卸し、破棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることがあります。同条の規定による通知及び明記をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも同様とします。
2 前項前段の処分を要した費用は、すべて荷送人の負担とします。
3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)
第三十一条 当店は、貨物の全部滅失に關し証明の請求があつたときは、その貨物の引渡期間の満了の日から一月以内に限り、事故証明書を発行します。
2 当店は、貨物の一部滅失、損傷又は延着に關し、その数量、状態又は引渡しの日時につき証明の請求があつたときは、当該貨物の引渡しの日に限り、事故証明書を発行します。ただし、特別の事情がある場合は、当該貨物の引渡しの日以降においても、発行することがあります。

第七節 運賃、料金等

(運賃、料金等)
第三十二条 運賃、料金等(燃料サーチャージを除く。)及びその適用方法は、当店が別に定める運賃料金表によります。
2 前項の運賃、料金等について、調達する燃料の市場価格に応じ別に定めるところにより、燃料サーチャージを収受します。
3 第一項の運賃、料金等について、荷送人又は当店の一方は、貸金水準又は物価水準の変動により運賃、料金等の額が不当となつたと認めるときは、他の一方に對し、額の変更の協議を求めることがあります。
4 個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とした運賃、料金等及びその適用方法は、営業所その他の事業所の店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

(運賃、料金等の収受方法)
第三十三条 当店は、貨物を受け取るときまでに、荷送人から運賃、料金等を収受します。
2 前項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、その概算額の前渡しを受け、運賃、料金等の確定後荷送人に對し、その過不足を払い戻し、又は追徴します。
3 当店は、第一項の規定にかかわらず、貨物を引き渡すときまでに、運賃、料金等を荷送人から収受することを認めることがあります。
(待機時間料)
第三十四条 当店は、車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が第六十一条の貨物の積込み若しくは取卸し又は第六十二条第一項に規定する附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて、当店が別に定める料金を収受します。
(延滞料)
第三十五条 当店は、貨物を引き渡したときまでに、荷送人又は荷受人が運賃、料金等を支払わなかつたときは、貨物を引き渡した日の翌日から運賃、料金等の支払を受けた日までの期間に對し、年利十四・五パーセントの割合で、延滞料の支払を請求することがあります。
(運賃請求権)
第三十六条 当店は、貨物の全部又は一部が天災その他やむを得ない事由により滅失し、若しくは相当程度の損傷を生じたとき又は当店が責任を負う事由により滅失したときは、当該滅失し、又は損傷を生じた貨物に係る運賃、料金等を請求しません。この場合において、当店は既に運賃、料金等の全部又は一部を収受しているときは、これを払い戻します。
2 当店は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは欠陥又は荷送人の責任による事由によつて滅失したときは、運賃、料金等の全額を収受します。
(事故等と運賃、料金等)
第三十七条 当店は、第二十七条及び第二十九条の規定により処分をしたときは、その処分に応じて、又は既に行った運送の場合に応じて、運賃、料金等を収受します。ただし、既にその貨物について運賃、料金等の全部又は一部を収受している場合には、不足があるときは、荷送人又は荷受人にその支払を請求し、余額があるときは、これを荷送人又は荷受人に払い戻します。
(中止手数料)
第三十八条 当店は、運送の中止の指図に依つた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手数料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日時の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。
2 前項の中止手数料は、次の各号のとおりとします。
一 運送引受書に記載した集貨予定日時の前々日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内
二 運送引受書に記載した集貨予定日時の前日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内
三 運送引受書に記載した集貨予定日時の当日に中止の指図をしたとき 当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第八節 責任

(責任の始期)
第三十九条 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取つた時に始まります。
(責任と準証)
第四十条 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
(コンテナ貨物の責任)
第四十一条 前条の規定にかかわらず、コンテナに詰められた貨物であつて当該貨物の積卸しの方法等が次に掲げる場合に該当するもの滅失又は損傷について、当店に對し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当店又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
一 荷送人が貨物を詰めただけであること。
二 コンテナの封印に異常がない状態に到着していること。
(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)
第四十二条 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。
(荷送人の申告等の責任)
第四十三条 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。
(運送申込書等の記載の不完全等の責任)
第四十四条 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告が不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。
2 前項の場合において、当店が損害を被つたときは、荷送人はその損害を賠償しなければなりません。

(免責)

第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 同盟罷業、同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四 不可抗力による火災
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
(高価品に對する特別)
第四十六条 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければ、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。
2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知つていたとき。
二 当店の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。

(責任の特別消滅事由)
第四十七条 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しないで貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物に直ちに發見することのできない損傷又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から二週間以内に当店に對してその通知を發したときは、この限りではありません。
2 前項の規定は、貨物の引渡しの当時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知つていたときは、適用しません。
3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、当該貨物の運送に係る荷受人への貨物の引渡しの日から二週間以内に、荷送人が、貨物に直ちに發見することのできない損傷又は一部滅失があつた旨の通知を受けたときは、荷送人に対する当店の責任に係る第一項ただし書の期間は、荷送人が当該通知を受けた日から二週間を経過する日まで延長されたものとみなします。
(損害賠償の額)
第四十八条 貨物の全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しが行われるべき地及び時における貨物の価額によつて、これを定めます。
2 貨物に一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しが行われるべき地及び時における、引き渡された貨物の価額と一部滅失又は損傷がなかつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
3 第三十六条第一項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。
4 第一項及び第二項の場合において、貨物の価額又は損害額について争いがあるときは、公平な第三者の鑑定又は評価によりその額を決定します。
5 貨物が延着した場合の損害賠償の額は、運賃、料金等の総額を限度とします。
第四十九条 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。
(除外期間)
第五十条 当店の責任は、貨物の引渡しされた日(貨物の全部滅失の場合にあつては、その引渡しが行われるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされないときは、消滅します。
2 前項の期間は、貨物の滅失等による損害が発生した後に限り、合意により延長することがあります。
3 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行う場合において、荷送人が第一項の期間内に損害を賠償し又は裁判上の請求をされたときは、荷送人に対する当店の責任に係る同項の期間は、荷送人が損害を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を経過する日まで延長されたものとみなします。

(利用運送の際の責任)
第五十一条 当店は、他の貨物自動車運送事業者が行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。
(賠償に基づく権利取得)
第五十二条 当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に關する一切の権利を取得します。

第九節 連絡運輸

(通し送り状等)
第五十三条 連絡運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合(以下この節において「連絡運輸の場合」という。)において、当店が送り状を請求したときは、荷送人は、全運送に對しての送り状を交付しなければなりません。
(運賃、料金等の収受)
第五十四条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物を受け取るときまでに、全運送についての運賃、料金等を収受します。
2 当店は、前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を受け渡すときまでに、荷受人から収受することを認めることがあります。
3 第一項の場合において、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第二項の規定を準用します。
(中間運送人の権利)
第五十五条 連絡運輸の場合には、当店より後の運送事業者は、当店に代わつて、その権利を行使します。
(責任の原則)
第五十六条 当店は、連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着について、他の運送事業者と連帯して損害賠償の責任を負います。
(運送約款等の適用)
第五十七条 連絡運輸の場合には、他の運送事業者が行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に關する規定の定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合であつて、かつ、その損害を与えた事業者が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。
(引渡期間)
第五十八条 連絡運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に關する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送機関ごとに一日を加算したものとします。

(損害賠償事務の処理)
第五十九条 連絡運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いをします。
(損害賠償請求権の留保)
第六十条 連絡運輸の場合における第四十七条第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいずれに對しても行うことができます。
第三節 積み込み又は取卸し等

(積み込み又は取卸し及び積込料又は取卸料)
第六十一条 当店は、貨物の積込み又は取卸しを受け付けた場合には、当店が別に定める料金又は実際に要した費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。
(附帯業務及び附帯業務料)
第六十二条 当店は、品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の貨物自動車運送事業に附帯して一定の時間、技能、機器等を必要とする業務(以下「附帯業務」という。)を引き受けた場合には、当店が別に定める料金は、品代金の取立ての費用を収受し、当店の責任においてこれを行います。
2 附帯業務については、別段の定めがある場合を除き、性質の許す限り、第二章の規定を準用します。
(品代金の取立て)
第六十三条 品代金の取立ての追付又は変更は、その貨物の発送前に限り、これに依ります。
2 当店は、品代金の取立ての委託を受けた貨物を發送した後、荷送人が、当該品代金の取立ての委託を取り消した場合又は荷送人若しくは荷受人が責任を負う事由により当該品代金の取立てが不能となつた場合は、当該品代金の取立料の払戻しはしません。
(付保)
第六十四条 運送の申込みの際に、当店の申出により荷送人が承諾したときは、当店は、荷送人の費用によつて運送保険の締結を引き受けます。
2 保険料率その他運送保険に關する事項は、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。